

岩手県告示第89号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営徳田第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成24年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
紫波郡矢巾町大字西徳田第3地割	21番	田	田	1,034	435
紫波郡矢巾町大字西徳田第7地割	259番3	”	”	457	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第4地割	145番	”	”	1,007	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第5地割	55番	”	”	1,056	435
”	72番	”	”	1,048	435
”	75番	”	”	1,034	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第6地割	75番	”	”	1,072	440
紫波郡矢巾町大字東徳田第8地割	176番	”	”	839	435
”	184番	”	”	1,015	435
”	196番2	”	”	892	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第9地割	204番	”	”	1,019	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第11地割	410番1	”	”	644	435
紫波郡矢巾町大字東徳田第12地割	107番	”	”	449	435